

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：障害者福祉費

事業名 障がい福祉人材育成・資質向上事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 障害福祉課 地域生活支援係 電話番号：058-272-1111 (内 2621)

E-mail: c11226@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 52,142 千円 (前年度予算額：52,142 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	52,142	25,885	0	0	0	0	0	0	26,257
要求額	52,142	25,886	0	0	0	0	0	0	26,256
決定額	52,142	25,886	0	0	0	0	0	0	26,256

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

障がい者に対する専門的支援の技術を有する人材を養成するため、各種法定研修を実施し、福祉人材の質と量を確保する。

(2) 事業内容

ア 相談支援従事者(初任者/現任/専門コース別/主任)研修事業

障がい者に必要なサービスを適切に調整し支援計画を作成するため、高度な支援技術をもつ相談支援専門員を養成する。

イ サービス管理責任者等(専門コース別/基礎/実践/更新)養成研修事業

障害者総合支援法及び児童福祉法による障害福祉等サービス事業者のサービスの質の確保に必要な知識、技能を有する管理責任者を養成する。

ウ 重度訪問介護従業者養成研修事業

常時介護を要する重症心身障がい児(者)に対し、居宅における介護を総合的に提供できるヘルパーを養成する。

エ 強度行動障がい支援者養成(基礎/実践)研修事業

行動障害のうち、自傷、異食、他害など生活環境への著しい不適応行動を頻回に示す強度行動障害者に対して、必要となる援助法等の技能を有す

る者を養成する。行動援護従業者養成研修については、カリキュラムの変更により強度行動障害支援者養成研修に統合。

オ サービス管理責任者等フォローアップ研修事業

各圏域においてサービス管理責任者等の資質向上のため、実施する。

カ 障がい福祉職員人材定着促進・モチベーション向上研修事業

職員の職場定着促進及び職員のモチベーションを向上を図り、離職予防やモチベーションの高い人材を養成する。

(3) 県負担・補助率の考え方

ア～オ 地域生活支援事業実施要項に基づく都道府県実施事業

国 1 / 2、県 1 / 2

カ 県 10 / 10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	64	フォローアップ研修 53 千円、モチベーション研修 11 千円
旅費	341	法定研修実施旅費 307 千円、フォローアップ研修 26 千円 モチベーション研修 8 千円
需用費	5	モチベーション研修 5 千円
役務費	4	モチベーション研修 4 千円
委託料	51,570	相談支援従事者養成研修 22,271 千円 サービス管理責任者等養成研修 24,342 千円 重度訪問介護従業者養成研修 852 千円 強度行動障がい支援者養成研修 3,822 千円 人材定着促進・モチベーション研修 283 千円
使用料	158	フォローアップ研修 100 千円、モチベーション研修 58 千円
合計	52,142	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県障がい者総合支援プラン

I 安心して暮らせる社会環境づくり 8 福祉人材の確保支援と育成

(2) 事業主体及びその妥当性

地域生活支援事業実施要綱に基づく都道府県実施事業（必須）

事業評価調書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

障がい者に対する専門的支援の技術を有する人材養成の研修を行うことで、相談支援専門員やサービス管理責任者等のスキルアップが図られ、障がい者のサービス等の質の向上につながる。

また、当該研修の受講により、事業所に必要な人員配置の要件を満たすことにより、適正で安定した事業所運営が図られる。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
相談支援従事者研修事業	122人 (H20)	150人 (H21)	604人 (H30)	331人 (R1)	330人 (R3)	100%
サービス管理責任者養成研修事業	539人 (H20)	392人 (H21)	869人 (H30)	830人 (R1)	1800人 (R3)	46%
重度訪問介護従業者養成研修事業	42人 (H20)	25人 (H21)	14人 (H30)	22人 (R1)	20人 (R3)	100%
強度行動障がい支援者養成研修事業	一人	256人 (H28)	370人 (H30)	414人 (R1)	360人 (R3)	100%
サービス管理責任者等フォローアップ研修	一人	144人 (H28)	201人 (H30)	164人 (R1)	220人 (R3)	75%
人材定着促進・モチベーション向上研修	0人 (H28)	27人 (H29)	53人 (H30)	57人 (R1)	60人 (R3)	95%

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

・相談支援従事者研修	修了者数（予定）	320人
・サービス管理責任者研修	修了者数（予定）	1300人
・重度訪問介護従業者養成研修	修了者数	20人
・強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）	修了者数（予定）	240人
・強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）	修了者数（予定）	100人
・サービス管理責任者等フォローアップ研修	修了者数（予定）	200人
・防犯対策強化・モチベーション向上研修	受講者数	52人

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

当該研修を行うことにより、障害者総合支援法等の一部改正に伴う人員配置基準や現場のニーズ等に対応できる人材が増え、障害者総合支援法に基づく各種業務や事業の適正かつ安定的な運営の確保が図られた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価) 当該各研修の修了は、各種事業所運営に必要な人員配置基準の要件になっており、事業の必要性が高い。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) 法制度等の改正により人材育成に対する需要は高まっており、研修の受講を希望する者が増え、事業の成果は現れている。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価) 法制度改正に伴う受講希望の増減を見込み、定員規模の拡大や縮小を行い、需要のある研修に関しては複数回行うなど事業内容の見直しを行い、効率化を図っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

研修カリキュラムの大幅な改正が施行され、新しいカリキュラムに即した研修が実施され、障がい者のニーズに適切に対応できる人材の質と量を確保することが求められる。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

当該研修については、各種事業所に必要な人員配置基準の要件になっており、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち、都道府県の必須事業として位置づけられているため、引き続き事業を実施していく。